附　則

1　この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

2　ハロゲン化物消火設備の加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等及び粉末消火設備の加圧式粉末消火剤貯蔵容器等に係る点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式については、この告示による改正後の昭和五十年消防庁告示第十四号（次項において「新告示」という。）別表第七1⑵、別表第八1⑵、別記様式第七（その一）及び別記様式第八（その一）の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　ハロゲン化物消火設備の圧力上昇防止措置に係る消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式については、新告示別記様式第七（その三）の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十九条第五項第八号及び第十三号ハ、第二十条第四項第六号の二及び第八号並びに第二十一条第四項第三号ハ及び第五号の二の規定に基づき、不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和五十一年消防庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十六日

消防庁長官　佐々木敦朗

第三第一号中㈣を㈤とし、㈢を㈣とし、㈡の次に次のように加える。

㈢　常時閉止状態にあって、電気式、ガス圧式等の開放装置により開放できるもの又は手動により容易に開放できるものであること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、平成元年消防庁告示第四号（消防用設備等試験結果報告書の様式）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十六日

消防庁長官　佐々木敦朗

別記様式第七及び別記様式第八を次のように改める。

別記様式第7　①

ハロゲン化物消火設備試験結果報告書

試験実施日　年　月　日

試験実施者

住　所

氏　名　　印

設置階	防護対象物の種別									
設置場所										
放出方式	固定式　全域放出方式　局所放出方式	設計放出時間							sec	
	移動式	設計放出時間							sec	
試験項目		種別・容量等の内容							kg	結果
外観試験	貯蔵消火剤等	設置場所	表示・標識							
			貯蔵容器							
		設置場所等	蓄圧値（蓄圧式に限る。）						MPa	
			機器	充填比						
				容器弁						
				容器弁開放装置						
				安全装置・破壊板						
	貯蔵容器等	設置場所等								
	加圧用ガス容器	機器	加圧容器							
			安全装置・容器弁							
		設置場所等	種別							
			加圧用ガス	ガス量					kg	
	起動用ガス容器	設置場所等								
		機器	構造等							
			容器弁							